

県有施設のブロック塀等に関する緊急点検の結果等について

1 経過

平成30年6月18日(月)

- ・大阪府北部の地震により、高槻市内の小学校のブロック塀が倒壊し児童が死亡

平成30年6月19日(火)

- ・文部科学省から教育長および知事あて「学校におけるブロック塀等の安全点検(通知)」

平成30年6月20日(水)

- ・教育委員会から県立学校長および各市町教育長あて「学校施設等の点検を通じた安全の確保について(通知)」
- ・総務部長から各部局長あて「県有施設等の安全確保にかかる点検について(依頼)」

平成30年6月21日(木)

- ・国土交通省から建築行政主務部長あて「建築物の既設の安全点検について(依頼)」
- ※チェックポイント(別添)を参考に、学校に限らず既存の塀について所有者等に安全点検するよう注意喚起

平成30年6月25日(月)

- ・県有施設等のブロック塀等の緊急点検の結果(速報)資料提供
- ・同日以降、現地や図面・写真・再ヒアリング等により技術職員の目から状況確認

2 県有施設のブロック塀等の緊急点検の結果概要(平成30年7月2日現在)

○下線部は現地や図面、写真等を技術職員の目から確認し、速報値から修正があったもの。

○引き続き、現場にてブロック塀等の基準への適合状況、対応等について確認を進める。

ブロック塀等があった施設		県立学校施設(27校)	県有施設(62施設)
ブロック塀等の状況			
基準不適合	傾きやひび割れ等あり	6校(<u>10箇所</u>)	13施設(<u>17箇所</u>)
	傾きやひび割れ等なし	15校(<u>24箇所</u>)	20施設(<u>23箇所</u>)
基準適合	傾きやひび割れ等あり	5校(<u>5箇所</u>)	3施設(<u>3箇所</u>)
	傾きやひび割れ等なし	<u>5校</u>	<u>26施設</u>

3 インフラ施設や公営企業施設等について

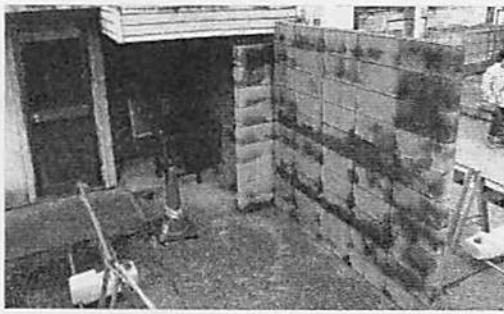
○未利用の県有地1箇所では基準不適合の壁があったが、傾きやひび割れ等はなかった。

○公営企業施設、インフラ施設等では、ブロック塀等が存在しない、またはあっても基準に適合しており、傾きやひび割れ等はなかった。

道路施設、河川管理施設、港湾施設、治水ダム、砂防関係施設、公園施設、農業水利施設等、
治山・林道施設、県営住宅、交通安全施設、その他施設(自然公園施設、水質自動測定局)、
公営競技事業施設、流域下水道施設、工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設、病院

4 県有施設における対応状況について

- 引き続き、技術職員のみから、現地、設置箇所、建築基準法への適合状況等を確認
- 道路に面したブロック塀等で、現在の建築基準法の基準に不適合かつ、傾きやひび割れが認められた施設では、注意喚起や立入り制限を実施。

基準 不 適 合	●道路に面した塀や利用者の通行がある箇所等では、立入制限や注意喚起等を実施 <看護専門学校>  <湖北合同庁舎> 
基準 適 合	●一部で設置時期の不明なもの等があり、引き続き確認中 ●傾きやひび割れ等があり、利用者の立ち入りがある箇所では、必要に応じて立入制限・注意喚起等を実施

5 今後の対応等について

- 基準に不適合のものについて、技術職員が現地を確認し、撤去、補修、詳細な調査など、費用等の面も含めて総合的に対応を検討。
- そのうえで、優先的に撤去等の対応をとるものなどを整理し、費用の面も含め、具体的な対応等について、議会に諮っていく予定。
- 基準に適合しているものでも、設置年度が不明なもの等は、詳細な調査の実施を検討。

※下線部は6/25付け速報からの変更箇所

県有施設(36施設)

- ①現在の基準に不適合かつ傾きやひび割れ等のあったもの 13施設(17箇所)
 ②現在の基準に不適合であったもの 20施設(23箇所)
 ③現在の基準に適合しているが、傾きやひび割れ等のあったもの 3施設(3箇所)

施設名	該当	
滋賀県事業内職業訓練センター(大津)	①	境界塀[端部に鉄筋なし、一部欠損あり] ※追加調査の結果、基準の不適合を確認
	②	
	③	
滋賀県事業内職業訓練センター(長浜)	①	道路に面した塀[控え壁なし・ひび割れあり]
	②	
	③	
水産試験場(本場)	①	
	②	門扉横の塀だが歩行者は通らない箇所[控え壁なし]
	③	
東近江健康福祉事務所	①	職員駐車場[控え壁不足・ひび割れあり]
	②	
	③	
看護専門学校	①	境界塀[控え壁不足、ひび割れあり] 正門ブロック塀(組積造)[高さ超過・控え壁なし・ひび割れあり] ※追加調査の結果、基準の不適合を確認。
	②	
	③	
衛生科学センター	①	
	②	境界塀[控え壁不足]
	③	
湖北合同庁舎(保健所等)	①	敷地内の塀[端部に鉄筋なし、ひび割れあり] ※追加調査の結果、基準の不適合を確認。
	②	
	③	
厚生会館	①	
	②	境界塀だが駐車場横[控え壁なし]
	③	

施設名	該当	
計量検定所	①	
	②	
	③	敷地内ですでにロープで立入り禁止措置済み[ひび割れあり] ※追加調査の結果、基準の適合を確認。
農業技術振興センター農業大学校	①	境界塀だが、横は水路[控え壁なし・傾きあり] ※追加調査の結果、わずかな傾きを確認。
	②	
	③	
議員会館	①	
	②	境界塀[高さ超過・控え壁なし] 道路に面した塀(組積造)[高さ超過・控え壁なし]
	③	
運転免許センター	①	
	②	職員のみが使用する箇所[控え壁なし] 来庁者駐車場[控え壁なし]
	③	
交通機動隊	①	隣地との境界塀であるが、横は溝(2箇所)[控え壁なし・塀から水漏れあり]
	②	
	③	
木之本警察署	①	
	②	
	③	敷地内[笠木が剥離していたが措置済み]
高島警察署	①	
	②	敷地内[高さ超過・控え壁なし]
	③	
八幡山交番	①	
	②	境界塀[控え壁不足]
	③	
本町交番	①	敷地内[控え壁なし・ひび割れあり]
	②	
	③	
深川警察官駐在所	①	
	②	
	③	境界塀[ひび割れ、一部欠損あり]
桐原警察官駐在所	①	
	②	敷地内[控え壁なし]
	③	
市原警察官駐在所	①	
	②	敷地内[控え壁なし]
	③	

施設名	該当	
湖東南警察官駐在所	①	
	②	敷地内[ブロック厚さ不足・控え壁なし]
	③	
西大路警察官駐在所	①	境界塀[控え壁なし・ひび割れあり]
	②	
	③	
桜谷警察官駐在所	①	
	②	境界塀[控え壁なし]
	③	
大原警察官駐在所	①	
	②	境界塀[控え壁なし]
	③	
常喜警察官駐在所	①	
	②	道路に面した塀[控え壁なし]
	③	
海津警察官駐在所	①	
	②	境界塀[控え壁不足]
	③	
蛭口警察官駐在所	①	
	②	道路に面した塀[控え壁なし]
	③	
滋賀県公館	①	
	②	境界塀[控え壁不足]
	③	
日の出公舎	①	
	②	敷地閉鎖予定地内の塀(2箇所)[控え壁不足] ※追加調査の結果、箇所数を追加。
	③	
彦根警察署長公舎	①	境界塀(2箇所)[控え壁なし・ひび割れあり(1箇所)]
	②	
	③	
長浜警察署長公舎	①	
	②	道路に面した塀[高さ超過・控え壁なし]
	③	
尾花川宿舎1号	①	道路に面した塀[控え壁なし・ひび割れあり]
	②	
	③	

施設名	該当	
尾花川宿舎2号	①	
	②	道路に面した塀[控え壁不足]
	③	
栗東待機宿舎	①	境界塀(2箇所)[控え壁なし・塀から水漏れあり]
	②	
	③	
梅林職員宿舎	①	道路に面した塀[控え壁なし・ひび割れあり]
	②	
	③	
尾花川職員住宅	①	
	②	道路に面した塀[控え壁不足]
	③	

その他、ブロック塀等が存在するが、現在の基準に適合し、傾きやひび割れ等が認められなかった施設(26施設)
 ※追加調査の結果、3施設減。

※視覚障害者センター、中央子ども家庭相談センター、市谷職員住宅の塀は追加調査の結果、RC造であることを確認。

※下線部は6/25付け速報からの変更箇所

県立学校(23校)(長浜北星高校と長浜北星高等養護学校は同一案件)

- ①現在の基準に不適合かつ傾きやひび割れ等のあったもの 6校(10箇所)
 ②現在の基準に不適合であったもの 15校(24箇所)
 ③現在の基準に適合しているが、傾きやひび割れ等のあったもの 5校(5箇所)

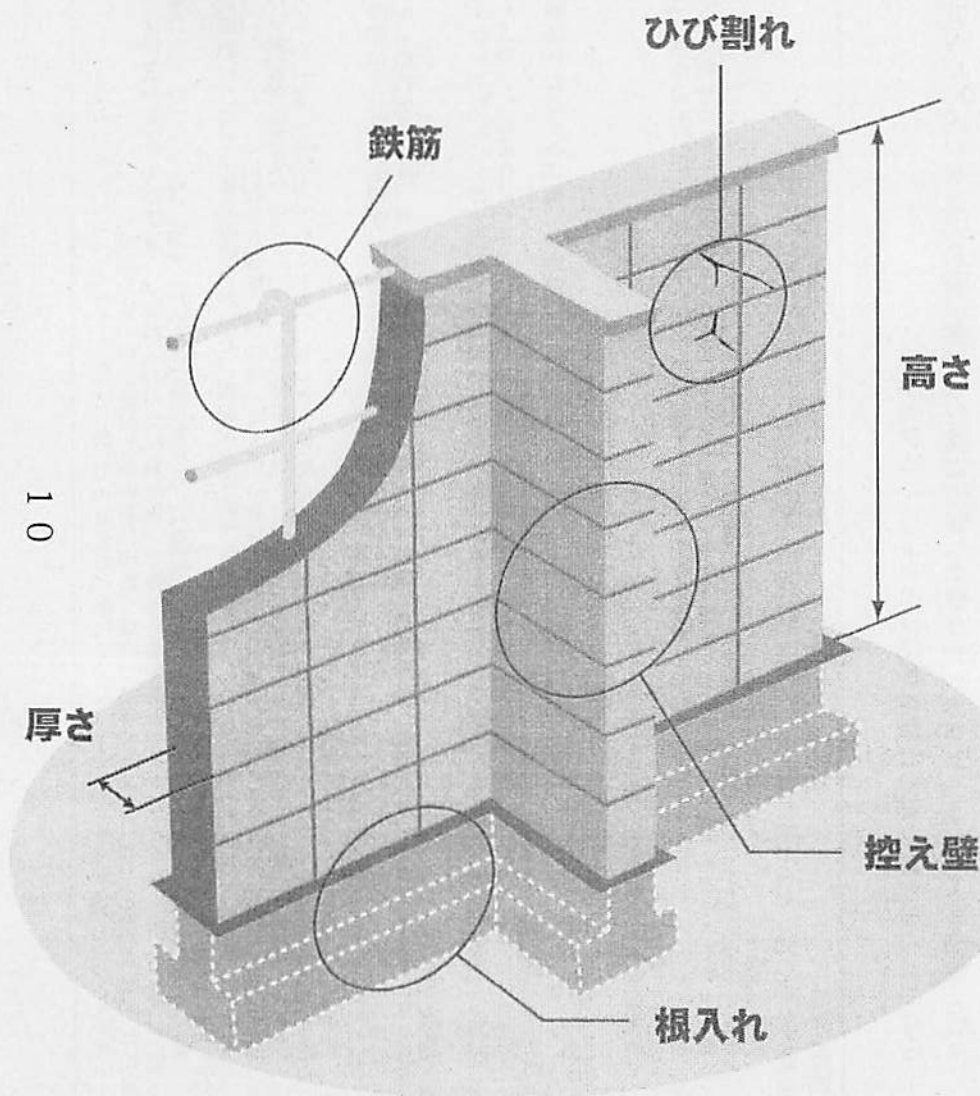
施設名	該当	
膳所高校	①	
	②	体育館横の境界壁[高さ超過]
	③	
堅田高校	①	テニス練習用ブロック・野球部練習用ブロック[高さ超過・ひび割れ]
	②	
	③	
河瀬中学・高校	①	
	②	
	③	境界塀[ひび割れあり]
彦根翔西館高校	①	旧彦根西高校 境界塀(2箇所)[控え壁不備、傾き、ひび] 旧彦根西高校 境界壁(組積造)[控え壁不備、傾き、ひび]
	②	旧彦根西高校 屋外トイレ目隠し[控え壁不備]、 旧彦根西高校 屋外倉庫風除け[控え壁不備]
	③	旧彦根西高校 境界塀[傾き、ひび・破損]
長浜農業高校	①	
	②	屋外トイレ目隠し[控え壁不備]、 武道場横昇降口[控え壁不備]、 プール壁[控え壁]
	③	
長浜北星高校	①	
	②	
	③	ゴミ置き場の仕切り用ブロック[一部破損] 給食室横の筋り壁[ひび割れ・一部破損] ※詳細点検の結果、基準への適合を確認
八幡高校	①	
	②	サッカー練習用ブロック壁[高さ不備]
	③	
八幡商業高校	①	校舎外周 境界壁(2箇所)[控え壁不備]
	②	
	③	

施設名	該当	
八日市南高校	①	
	②	プロパンガス庫附属壁[控え壁なし]、 境界壁[控え壁なし]
	③	
湖南農業高校	①	
	②	弓道場防護壁[高さ超過]
	③	
守山中学・高校	①	プール入り口壁[控え壁なし、ひび割れあり] ※詳細点検の結果、基準への不適合を確認
	②	サッカー練習用ブロック壁[高さ超過]、 テニス練習用ブロック壁[高さ超過]
	③	
守山北高校	①	
	②	焼却炉囲い[控え壁間隔に問題]、 サッカー練習用ブロック壁[高さ超過、控え壁不備]
	③	
水口高校	①	境界塀[控え壁一部欠落・部分的なぐらつき・隙間]
	②	
	③	
水口東中学・高校	①	
	②	境界壁[控え壁の間隔に問題]
	③	
甲南高校	①	
	②	境界壁(2箇所)[控え壁なし]、 テニスコート横手洗い場[控え壁なし]、 テニス練習用ブロック壁[高さ超過]
	③	
信楽高校	①	
	②	テニス練習用ブロック壁[高さ超過]
	③	
日野高校	①	
	②	サッカー練習用壁[高さ超過]
	③	
能登川高校	①	
	②	テニス練習用ブロック壁[高さ超過]
	③	

施設名	該当	
愛知高校	①	
	②	正門横石垣(組積造)[高さ超過]
	③	
伊香高校	①	旧焼却炉の囲い(組積造)[高さ超過]
	②	
	③	
高島高校	①	
	②	
	③	境界壁(1箇所)[一部破損]
甲良養護学校	①	
	②	境界壁[高さ超過]
	③	
長浜北星 高等養護学校 (長浜北星高校と 同一案件)	①	
	②	
	③	ゴミ置き場の仕切り用ブロック[一部破損] 給食室横の飾り壁[ひび割れ・一部破損] ※詳細点検の結果、基準への適合を確認 再掲(長浜北星高校)箇所数にはカウントしていない

その他、ブロック塀等が存在するが、現在の基準に適合し、傾きやひび割れ等が認められなかった学校(5校)
膳所高校(重複)、北大津高校、彦根工業高校、野洲高校、八日市養護学校

※日野高校門扉横コンクリート壁および守山養護学校転落防止柵は、現地確認の結果、RC造であることを確認



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- ☐ 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上)
- ☐ 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- ☐ 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- ☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

(別紙2)

<第一段階：外観に基づく点検>

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第 61 条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第 62 条の 6 及び令第 62 条の 8 に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm < 高さ 2m 超は 15cm > 以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

<第二段階：ブロック内部の診断>

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

令第 61 条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2 メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上とすること。
- 三 長さ 4 メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20 センチメートル以上とすること。

令第 62 条の 6

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2 メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2 メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15 センチメートル（高さ 2 メートル以下の塀にあつては、10 センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80 センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4 メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35 センチメートル以上とし、根入れの深さは 30 センチメートル以上とすること。